|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| １　代表者会議の開会について  　　・定例会中は、一般審査後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。  　２　説明員の出席の取扱いについて  　　・大阪府と大阪市の共同設置組織である大阪港湾局については、本委員会の日程が、大阪市会の  本会議又は委員会と重なった場合、大阪港湾局長は大阪市会へ出席することとし、また、同じく共同設置組織である大阪都市計画局については、本委員会の日程が大阪市会の本会議と重なった場合、大阪都市計画局長は大阪市会の本会議へ出席することが、昨年５月１９日の議会運営協議会において確認。  ・理事者の出席については、申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席できる。  　３　委員会室における水の提供について  〔資料１「議場における飲料水の提供について」参照〕  　　・４月１９日の議会運営委員会理事会おいて、資料１のとおり、議場における水の提供に関する取扱いが決定し、委員会についても本会議同様の取扱いとすることが決定されている。  　４　委員会の所管事務に係る調査について  〔資料２「常任委員会の所管事務に係る調査について（通知）」参照〕  　　・３月５日に議会運営委員会委員長より各常任委員会委員長あて以下の内容について通知。  ・常任委員会において所管事務に係る調査を積極的に実施すること  ・実施に当たっては、調査を一層充実させるため「参考人招致」、「知見の活用」及び「委員間討議」等の活用を基本とし、執行機関に出席を求める場合には、事務執行に配慮すること  ・この内容を踏まえ、本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。  　・大阪維新…積極的に取り組みたいが、テーマは決まっていない。  　・公明党…積極的に取り組みたい。  　・自民党…実施することについては、否定しない。  　・民　　主…積極的に取り組みたい。テーマは決まっていないが、必要に応じて管内視察を希望。  ・所管事務調査を行うこととし、６月定例会中に代表者会議を開会し、再度協議することで各会派了承。  ５　本日の委員協議会について  　　　　〔資料３「都市住宅常任委員協議会次第」参照〕  　　・このあと１１時から委員協議会を資料３のとおり進行。所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。  　　・理事者の説明資料は、「府議会情報共有サイト」に掲載しており、事前にモバイル端末等にダウンロードのうえ出席するよう依頼。 |